

別表六(二十三)

「21」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十三)  
令五・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・	・	法人名	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月日 (変更の認定年月日)	(	・	・	)	事業実施地域
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
基準雇用者数 (36)	1	人	移転型地方事業所基準雇用者数	11	人
地方事業所基準雇用者数	2		移転型新規雇用者総数	12	
調整地方事業所基準雇用者数 (1)と(2)のうち少ない数)			移転型特定非新規雇用者数	13	
特定新規雇用	<b>「21」欄</b> 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00624」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額				
特定新規雇用者基準 (3)と(4)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)					
移転型特定新規雇用					
移転型特定新規雇用者基礎数 (5)と(6)のうち少ない数)	7		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一之二「2」若しくは「13」)	17	
新規雇用者総数	8		当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18	
特定非新規雇用者数	9		当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19	
特定非新規雇用者基礎数 (3)-(8)と(9)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑫」)	20	
				当期税額控除額 (19)-(20)	21
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
基準年	<b>「31」欄</b> 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」 ② 「区分番号」欄：「00625」 ③ 「適用額」欄：「31」欄の金額				
地方事業所数の所基礎特別と雇用者数	適	・	・	・	・
年度	年	・	・	・	・
当期分	25		(別表六(六)「8の⑬」)	30	
地方事業所特別基準雇用者数 (22)+(23)+(24)+(25) (マイナスの場合は0)	26	内	当期税額控除額 (29)-(30)	31	
法人税額の特別控除額 (21)+(31)				32	
基準雇用者数に関する明細					
当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数		(34)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (33)-((34)-(35))	
33	34		35	36	
人	人		人	人	